

貸金月額の定義と計算に 含めるものまとめ

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年2月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

賃金月額の定義と計算に含めるものまとめ

賃金月額とは

「賃金月額」とは、主に雇用保険の各種給付額（育児休業給付金、介護休業給付金、失業時の基本手当など）を決定するための基準となる金額です。

原則として、離職日や休業開始日の**直近6ヶ月間**に支払われた賃金の総額をもとに算出されます。この金額が正確でないと、従業員が受け取る給付額に不利益が生じる可能性があります。

計算に含めるものと含めないもの

賃金月額は「労働の対価」として支払われるほぼすべての賃金が対象となりますが、賞与や臨時的な給与は除外されます。特に、**通勤手当や残業代を含める点**に注意が必要です。

賃金月額の変動要因と計算に含めるものまとめ

区分	具体的な項目例	備考
計算に含めるもの	基本給	年齢給、職能給など
	固定手当	役職手当、資格手当、住宅手当、家族手当、通勤手当など
	変動手当	時間外手当（残業代）、休日手当、深夜手当など
計算に含めないもの	賞与（ボーナス）	3ヶ月を超える期間ごとに支払われるもの
	臨時的な賃金	退職金、慶弔見舞金、大入袋など
	実費弁償的なもの	出張旅費、交際費、実費精算される経費など

賃金月額の定義と計算に含めるものまとめ

賃金月額の計算ステップ

1. **対象期間の決定**：離職日（または休業開始日）以前の直近6ヶ月間を特定します。この際、賃金支払基礎日数が11日以上ある月のみをカウントし、足りない場合は遡って確保します。
2. **総額の集計**：対象期間に支払われた上記「含めるもの」の合計額を算出します。
3. **日額の算出**：6ヶ月分の賃金総額を180で割り、「賃金日額」を算出します。実際の給付額は、この日額に所定の給付率（例：育児休業給付金なら67%）を掛けて決定されます。

類似用語との違い

- ・ **基本給との違い**：基本給は手当を含まない基礎賃金ですが、賃金月額は諸手当や残業代を含んだ総支給額（額面）に近い概念です。
- ・ **標準報酬月額（社会保険）との違い**：どちらも諸手当を含みますが、標準報酬月額は「社会保険料」の計算に使われ、原則として4～6月の平均給与で決定される「等級」区分です。
- ・ **手取り額との違い**：賃金月額は、所得税や社会保険料が控除される前の**総支給額**で計算します。